

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年五月二日法律第四十号）（抄） . . . . . 1

○被災者生活再建支援法（平成十年五月二十二日法律第六十六号）（抄） . . . . . 2

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 特別の災害復旧事業についての補助（第三条）
  - 第三章 内閣府関係（第四条・第五条）
  - 第四章 総務省関係（第六条―第二十四条）
  - 第五章 財務省関係（第二十五条―第三十七条）
  - 第六章 文部科学省関係（第三十八条―第四十三条）
  - 第七章 厚生労働省関係（第四十四条―第五十五条）
  - 第八章 農林水産省関係（第六十六条―第二百二十七条）
  - 第九章 経済産業省関係（第二百二十八条―第三百三十四条）
  - 第十章 国土交通省関係（第三百三十五条―第三百三十八条）
  - 第十一章 環境省関係（第三百三十九条・第四百十条）
  - 第十二章 防衛省関係（第四百十一条・第四百十二条）
  - 第十三章 雑則（第四百十三條）
- 附則

第五条 特定地方公共団体については、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

255 （略）

（国の補助）

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。